

！「特にご注意いただきたい事項」つづき



年金払定期付積立型変額保険 **LIFE PRODUCE** ライフ プロデュース (06)

年金払定期付積立型変額保険

契約年齢：0歳～65歳

無償引出限度額に関する例

※積立金額は、解約日の前日から解約日の翌営業日までの間、変動がなかったものと仮定しています。

1回目：積立金額が200万円のと看、一部引出(10万円)を行った場合
無償引出限度額=200万円×10%=20万円>10万円(無償引出限度額の範囲内)
10万円(一部引出)の全額が解約控除の対象外となります。

2回目：積立金額が150万円のと看、解約した場合
無償引出限度額=150万円×10%=15万円(1回目において解約控除が適用されなかった金額)=5万円
5万円は無償引出限度額となります。
145万円(150万円-5万円)に対し、積立金に対する解約控除が適用されます。

指定代理請求特約について

●ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の年金などの受取人が年金などを請求できない所定の事情があるときに、年金などの受取人に代わりあらかじめ指定された指定代理請求人が年金などを請求することができます。

契約者貸付制度について

●この保険には、契約者貸付制度のお取り扱いはありません。

契約者配当金について

●この保険には、契約者配当金はありません。

契約条件に関する特約(年金払定期付積立型変額保険用)が付加されている場合について

- 次のお取り扱いはできません。
 - ・基本年金年額の増額(無選択増額を含む)
 - ・保険期間の延長
 - ・ご契約の型の変更
 - ・終身保険への変更

保険給付の責任を開始する時期に関する特約について

- この特約を付加した場合、ご契約のお申込み、または告知のいずれか遅い日が責任開始日となり、この日からアクサ生命はご契約上の責任(保障)を開始します。
- ご契約日は、責任開始日の属する月の翌1日です。
- この特約を付加した場合、第1回保険料のお払込みが完了するまでは、払いもどし金はありません。
- この特約のみの解約はできません。
- この特約の中途付加のお扱いはありません。

情報提供とサービス

✉ 郵送または電子メール等 (それぞれ年1回通知)

●ご契約状況のお知らせ

- ご契約内容
- 通知作成日における保障内容(基本年金年額・換算保障額など)
- 積立金残高割合、繰入割合 など

●特別勘定の現況

- 1事業年度における特別勘定の詳細

☎ お電話 各種お問い合わせ、ご請求を承ります。

カスタマーサービスセンター
TEL 0120-936-133

月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く

- 積立金額の照会
- 保険料振替口座の変更
- 契約名義の変更
- ご契約内容に関するお問い合わせ・ご確認 など

🌐 インターネット

<https://myweb.axa.co.jp/>

(毎日更新)

- ご契約内容、保障内容(基本年金年額・換算保障額など)、計算基準日現在の払いもどし金額
- 積立金額(積立金残高、繰入割合)
- ユニットプライス

(毎月初め更新)

- 過去18ヵ月間の各月の積立金額
- 直近の月末時点で控除した諸費用(危険保険料など)

(年12回更新)

- 運用実績レポート

(年1回更新)

- 特別勘定の現況:1事業年度における特別勘定の詳細
- 決算報告書:アクサ生命の1事業年度における決算報告書

※インターネットによる情報提供は、Emma by アクサにご登録のうえご利用ください。Emma by アクサについて詳しくは19ページをご覧ください。

●生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。アクサ生命の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL 0120-326-513 受付時間:9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。

アクサ生命は強靱な地域社会づくりを支援しています。

アクサ生命は2011年より、東日本大震災で被災した子どもたちの就学と、学校での減災・防災教育を支援するために、ご契約1件につき1ユーロの寄付をはじめとした支援事業に取り組んでいます。



詳しくは、こちら▶



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

2024.09

リファレンスブック

死亡

資金準備

- 特長 1** 死亡・高度障害保障を確保しながら資産形成が期待できます。
- 特長 2** ライフイベントに合わせて保障額や保険料を変更できます。
3～5ページへ▶
- 特長 3** 積立金の一部引出ができます。
6ページへ▶
- 特長 4** 満期保険金の年金受け取りや、積立金額をもとに
一生涯の保障に変更することもできます。
7ページへ▶

check **ご注意ください**

ご注意 1 **投資リスクがあります。**
投資リスクはご契約者に帰属します。積立金額、払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。

詳しくは **9** ページ
「ご契約者が損失を被ることがあります
(投資リスクについて)」へ

ご注意 2 **費用がかかります。**
お申込みいただいた保険料から必要な費用を控除しますので、払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。

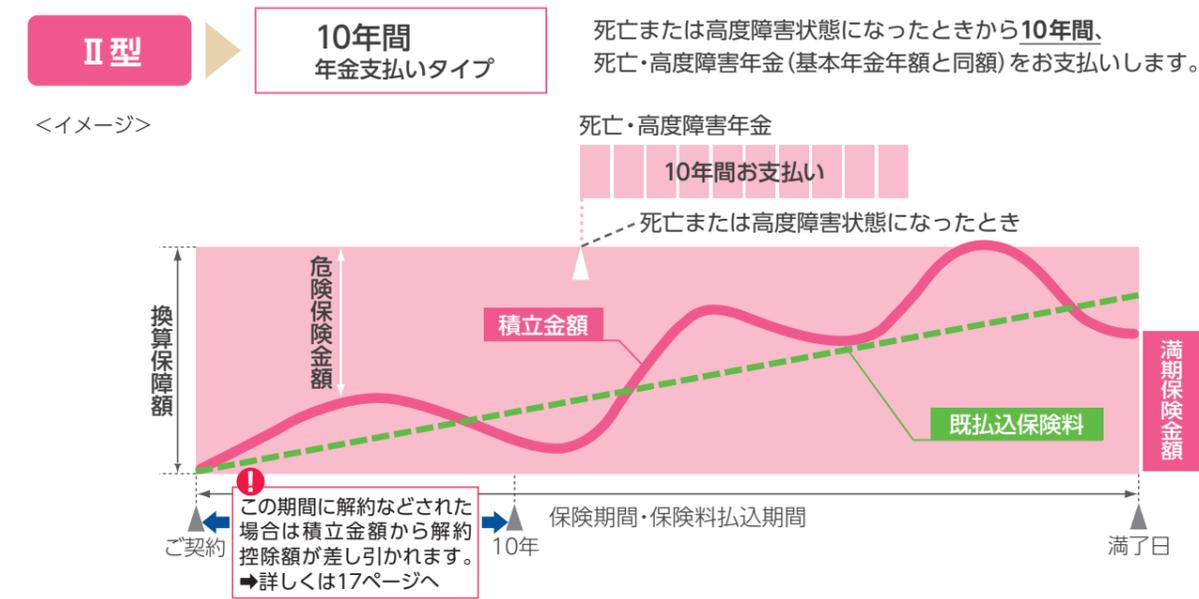
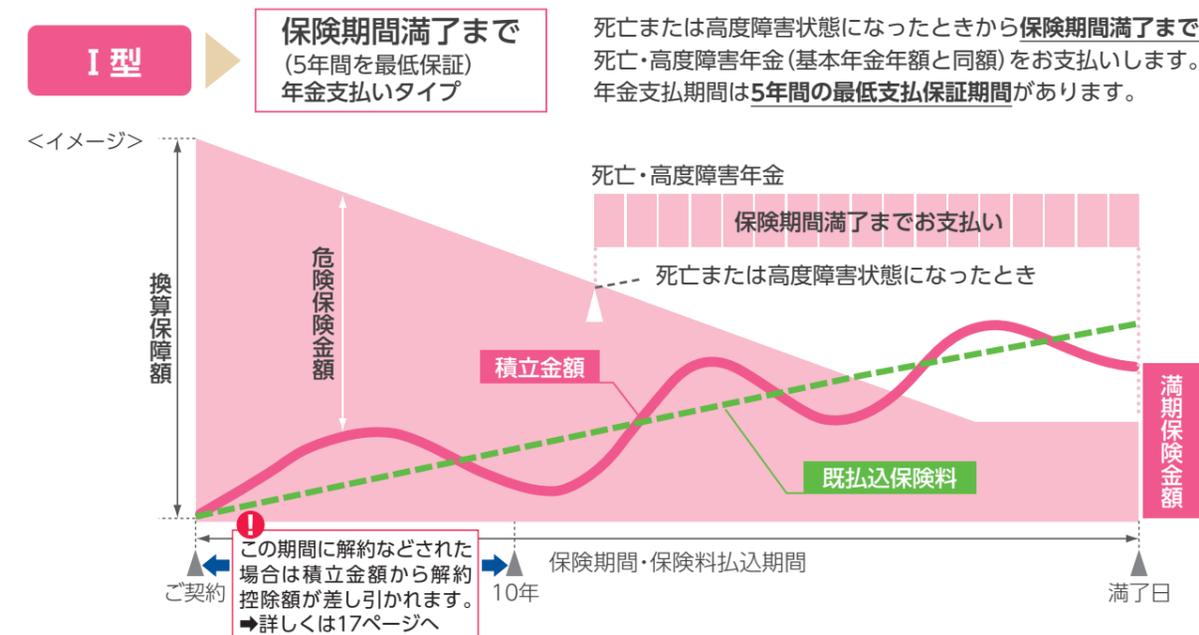
詳しくは **17** ページ
「お客さまにご負担いただく
費用があります」へ

ご注意 3 **解約時には解約控除がかかります。**
特に、早期に解約・減額などされた場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。

詳しくは **17** ページ
「10年未满是解約・減額などの際に
費用がかかります」へ

お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。

年金支払期間によって、**I型** **II型** 2つのタイプがあります。



※記載の図はイメージであり、将来の積立金額や満期保険金額を保証するものではありません。積立金額、満期保険金額に最低保証はありません。

- 保険期間満了時に生存されている場合は満期保険金をお支払いします。満期保険金額は保険期間満了日の積立金額です。
- 死亡または高度障害状態になったときの積立金額が換算保障額を上回った場合は、上回った金額を年金に加えて一時金でお支払いします。

ただし、一時金で支払う際に、控除されていない危険保険料や保険契約管理費があるときは、控除してお支払いします。

用語の説明

<p>換算保障額……死亡または高度障害状態になったときに、年金を一括でお支払いする場合の金額のことです。</p> <p>危険保険金額……(換算保障額-積立金額)の額のことです。この金額は、積立金額の変動(増減)にともない、保険期間中変動(増減)します。</p> <p>危険保険料……死亡・高度障害保障にあてられる費用のことで、積立金から控除されます。</p> <p>基本年金年額……死亡または高度障害状態になったときにお支払いする年金年額のことです。この金額はご契約時に決めていただきますが、ご契約後も所定の範囲内で増額または減額することができます。</p>	<p>積立金……特別勘定資産のうち個々のご契約にかかわる部分のことです。よって特別勘定資産の運用実績により毎日変動(増減)します。積立金額からは、所定の保険契約管理費および危険保険料が控除されます。</p> <p>特別勘定……ライフ プロデュース(06)にかかる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかる資産とは明確に区分し、独立して管理・運用を行います。</p>
---	--

年金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結 前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

POINT 1
見直せます

たいせつだね。
保障額の見直しが、できること。

必要保障額は、お客さまそれぞれの
ライフステージの変化によって変動します。
ライフ プロデュース(06)なら、基本年金年額を
増額または減額することにより、保障額を見直せます。

一般的に万一のときに必要な保障額は、
ご結婚後に増加し、お子さまの誕生時にピークを迎えます。
そして、お子さまの成長につれて次第に減少していく傾向にあります。
お子さまが独立してからは、
セカンドライフ資金を準備する必要があります。

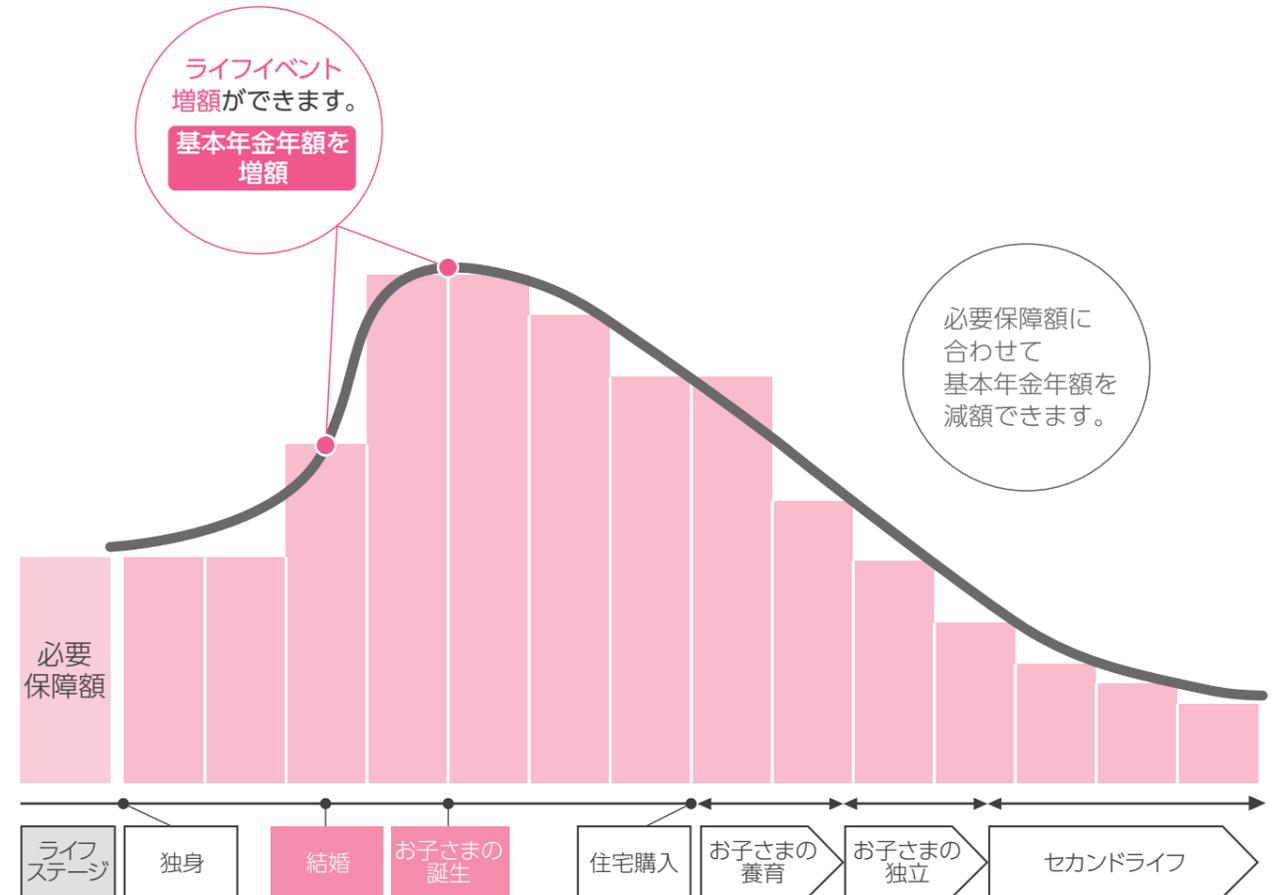


ご注意ください

10年未満の解約・減額などの際は
解約控除がかかります。

解約控除について詳しくは17ページ

■ライフステージごとの必要保障額の推移モデル



ライフイベント増額ができます。 **基本年金年額の増額(無選択増額)**

ご結婚やお子さまの誕生の際には、アクサ生命所定の範囲内で健康状態にかかわらず、基本年金年額を増額することができます。

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限ります。
- 増額できる回数は、ご結婚の場合は1回まで、お子さまの誕生の場合は3回までとなります。
- 対象となるご結婚は「戸籍上の婚姻関係」であること、お子さまの誕生は「戸籍上の子」であることを要します。
- 保険料が増額後の基本年金年額に対する「最低基準保険料*」未満となる場合は、お取り扱いできません。
*「最低基準保険料」については20ページ「毎回の保険料について」をご覧ください。
- 取扱期間は、増額の事由に該当した日から3ヵ月以内となります。

- 増額の限度額は、増額前の換算保障額の50%以下、かつ、告知枠の範囲内となります。
- アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌月1日を増額日とし、増額日から増額分の責任を開始します。
- その他にもアクサ生命所定の要件がありますので、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ライフイベント増額にかかわらず、基本年金年額を増額することもできます。(任意増額)
この場合は被保険者の健康状態に関する告知をしていただきます。健康状態などによっては増額をお断りすることもあります。

POINT **2**
変更できます

Check! **ご注意ください**

運用実績によってはお受取金額が払込保険料累計額を下回り、**損失が生じるおそれ**があります。
また、10年未満の解約・減額などの際は**解約控除**がかかります。

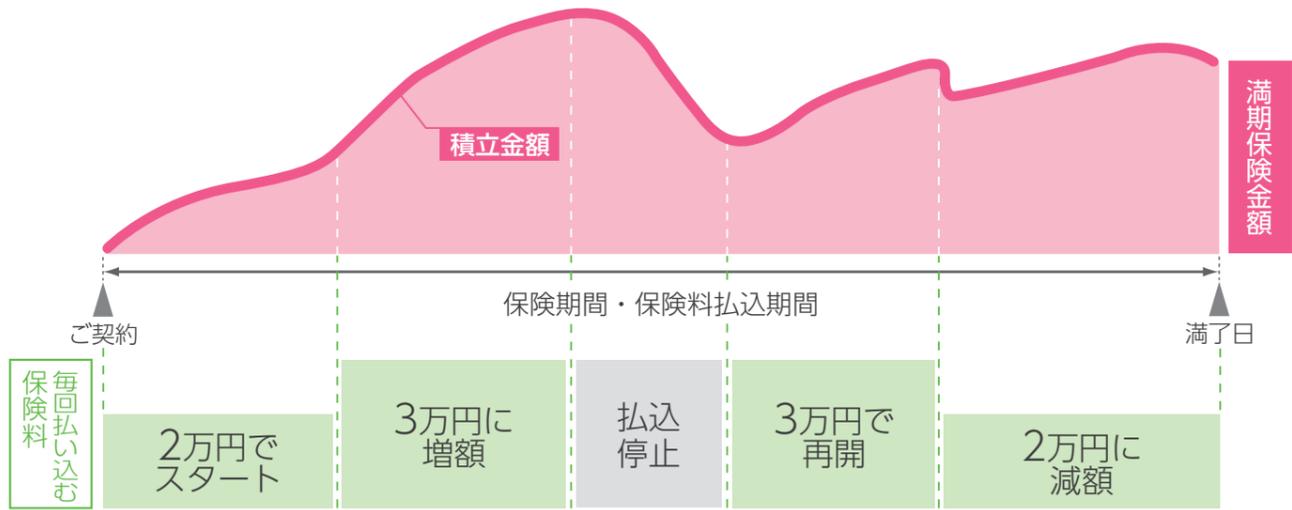
投資リスクについて詳しくは**9ページ** 解約控除について詳しくは**17ページ**

あんしんだね。
保障額を減らさずに、
保険料が変更できること。

毎回来込む保険料を 増額	停止した保険料の お払込みを 再開
ご契約は有効なまま一時的に 保険料のお払込みを 停止	保障額を減らすことなく 毎回来込む保険料を 減額

※お取り扱いには、アクサ生命所定の要件があります。「保険料の増額」「保険料払込の停止」「保険料払込の再開」「保険料の減額」については21ページを、「積立金の一部引出」については22ページを、「任意一時払保険料」については20ページをご覧ください。

■「保険料の増額」「保険料払込の停止」「保険料払込の再開」「保険料の減額」を行った場合のイメージ図



※記載の図はイメージであり、将来の積立金額や満期保険金額を保証するものではありません。

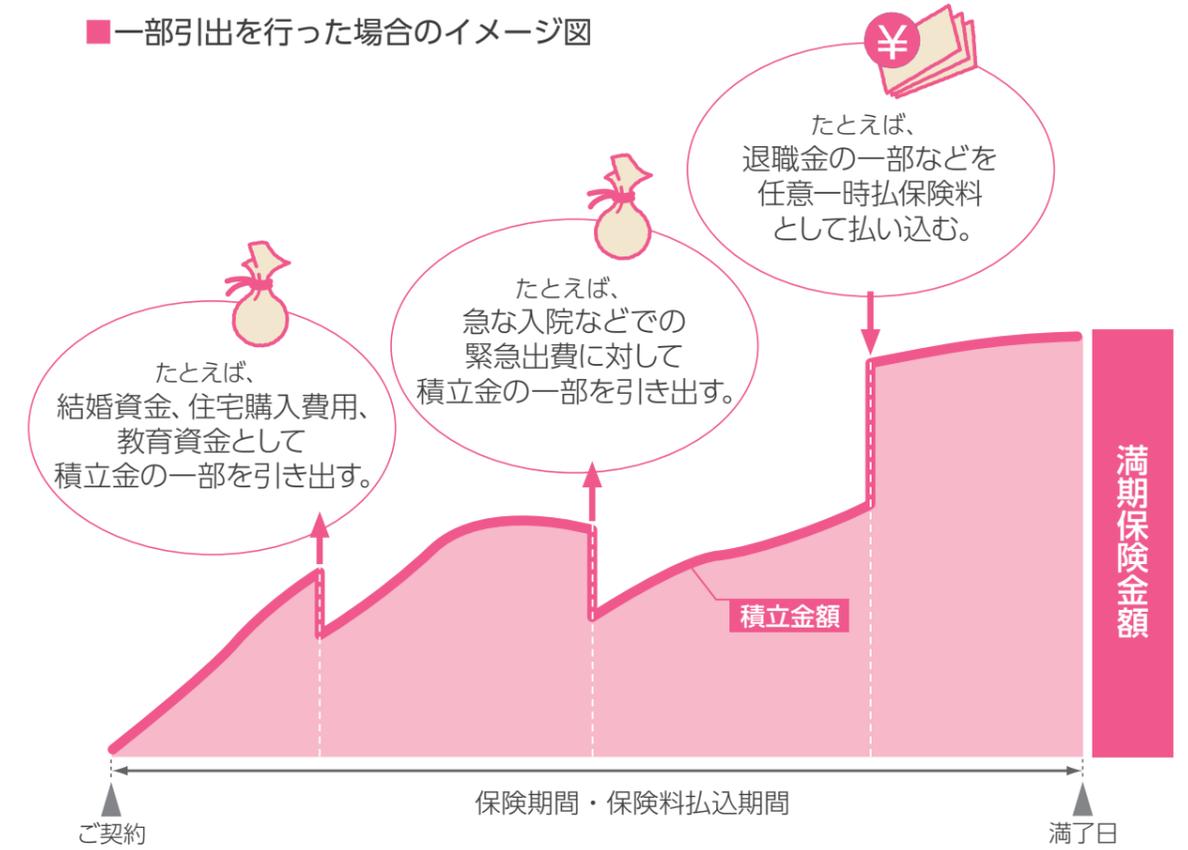
POINT **3**
引き出せます

べんりだね。
積立金の一部引出が、できること。

ご都合に合わせて積立金の一部を引き出すことができます。
また、毎回の保険料とは別に、同一の保険年度において3回まで、
任意で一時払保険料をお払込みいただくこともできます。
任意一時払保険料はご契約時にもお払込みいただけます。

※「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、ご契約時に任意一時払保険料を払い込むことができません。

■一部引出を行った場合のイメージ図



この保険の資産は「特別勘定」で運用されます。 特別勘定の運用実績により、資産形成が期待できます。

1 特別勘定について

- この保険は、資産運用の結果が積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、アクサ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針にもとづき運用します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則としてこの保険のご契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- この保険には運用対象の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が種類および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定の資産は、それぞれ独立して管理運用されています。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。
- 特別勘定の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

2 保険料を特別勘定へ繰り入れる日について

- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合

	保険料の特別勘定への繰入日
第1回保険料*1	アクサ生命が第1回保険料の入金を確認した日の属する月の末日*2
2回目以後の保険料*1	保険料の払込期月の翌月末日、または、アクサ生命が保険料の入金を確認した日の属する月の末日の、いずれか遅い日*2
任意一時払保険料	アクサ生命の当社が必要書類を受け付けた日と保険料受領日のいずれか遅い日からその日を含めて6営業日後

- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加しない場合

	保険料の特別勘定への繰入日
第1回保険料*1	ご契約日の属する月の末日*2
2回目以後の保険料*1	保険料の払込期月の翌月末日、または、アクサ生命が保険料の入金を確認した日の属する月の末日の、いずれか遅い日*2
任意一時払保険料	アクサ生命の当社が必要書類を受け付けた日と保険料受領日のいずれか遅い日からその日を含めて6営業日後。ただし、ご契約の際に同時に払い込まれた場合には、ご契約日の属する月の末日*2

*1 保険契約管理費(保険料比例部分)(17ページ「費用について」参照)を控除した金額が特別勘定に繰り入れられます。

*2 この日が営業日でないときは、その直前の営業日

※ご契約日とは、契約年齢や保険期間の計算の基準となる日のことをいい、責任開始日の属する月の翌月1日となります。

3 特別勘定の種類と運用方針について

- 特別勘定資産の運用にあたっては、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保をめざし運用します。
- 各特別勘定は、主として国内外の株式および公社債を主要投資対象とする投資信託を利用して運用されており、お客さまのニーズに合わせて選択、組み合わせることができます。
- 特別勘定の種類と、各特別勘定の運用方針および利用する投資信託の運用方針などは9～10ページをご覧ください。

4 特別勘定資産の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりとします。ただし、この評価方法については、将来変更することがあります。

①	有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取り扱いが適当とされる資産	時価評価
②	①以外の資産	原価法
③	デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務	時価評価 (評価差額を損益に計上)
④	外貨建資産および負債の換算方法	期末時換算法

5 特別勘定への繰入割合の指定と変更

- ご契約者はご契約の際、保険料を繰り入れる1または2以上の特別勘定を選択することができます。
- 複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。
- ご契約者はご契約後も、ご契約時に選択された特別勘定、および指定された各特別勘定への繰入割合を変更することができます。
- 繰入割合の変更は、アクサ生命の当社が必要書類を受け付けた日の翌営業日以後に繰り入れる保険料から反映されます。

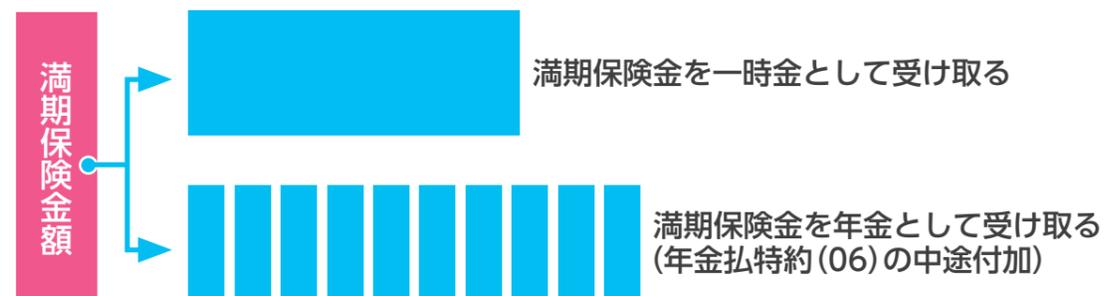
POINT 4

選べます

うれしいね。 満期保険金の受取方法が、選べること。

満期保険金の受取方法として一時金、年金が選べます。

また、積立金額をもとに、終身保険に変更することもできます。



- 年金払特約(06)の中途付加にはアクサ生命所定の要件があります。
- 年金は、次の種類から選択できます。
 - ・10年保証期間付終身年金(定額型・通増型)
 - ・3・4・5・10・15・20年確定年金(定額型)
- 年金額が10万円未満となる場合には、年金払のお取り扱いはできません。
- この特約を適用後は、特別勘定では運用いたしません。
- この特約の年金額をご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定日の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算した金額となります。
- ご契約者または年金受取人よりお申出があったときに、アクサ生命がこの特約を取り扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。



ご契約を一定期間継続されますと、特別勘定による運用を行わない一生涯の保障に変更することができます。

- 第1回の年金のお支払事由発生前で、ご契約日から10年以上経過している場合に、この保険の全部を、被保険者の健康状態にかかわらず、保険料一時払の無配当終身保険に変更することができます。
- 変更にあたっては、変更日前日の積立金額を無配当終身保険の責任準備金に充当します。
- 無配当終身保険の保険金額は、アクサ生命所定の範囲内のお取り扱いとなります。
- その他にもアクサ生命所定の要件がありますので、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

投資信託の選定はアクサ生命の資産運用部門が行います。ご契約者の中長期的な資産形成を実現するために、複数の候補から、過去実績などの定量的観点と、運用プロセスや運用体制の分析などの定性的な観点から総合的に評価し、最も適していると判断した投資信託を選定します。

お客様のニーズに合わせて、以下の6つの特別勘定から1つ または複数の特別勘定を選択できます。

特別勘定名	基本資産配分	運用方針	資産の種類	利用する投資信託			運用関係費
				投資信託名	比率*1	運用方針	
ライフプロデュース30	世界債券 70% 世界株式 30%	主として日本を含む世界各国の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。基本資産配分は、株式30%、債券70%とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。	世界株式	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	21%	特別勘定：ライフプロデュース世界株式の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド 大和アセットマネジメント株式会社
			世界債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	70%		
			世界株式	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	35%	特別勘定：ライフプロデュース世界株式の運用方針をご参照ください。	大和アセットマネジメント株式会社
世界債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	50%	特別勘定：ライフプロデュース世界債券の運用方針をご参照ください。	アライアンス・バーンスタイン株式会社			
ライフプロデュース50	世界債券 50% 世界株式 50%	主として日本を含む世界各国の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。基本資産配分は、株式50%、債券50%とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。	世界株式	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	15%	特別勘定：ライフプロデュース世界株式の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド 大和アセットマネジメント株式会社
			世界債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	50%		
			世界株式	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	49%	特別勘定：ライフプロデュース世界株式の運用方針をご参照ください。	大和アセットマネジメント株式会社
世界債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	30%	特別勘定：ライフプロデュース世界債券の運用方針をご参照ください。	アライアンス・バーンスタイン株式会社			
ライフプロデュース70	世界債券 30% 世界株式 70%	主として日本を含む世界各国の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。基本資産配分は、株式70%、債券30%とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。	世界株式	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	21%	特別勘定：ライフプロデュース世界株式の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド 大和アセットマネジメント株式会社
			世界債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	30%		
			世界株式	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	49%	特別勘定：ライフプロデュース世界株式の運用方針をご参照ください。	大和アセットマネジメント株式会社
世界債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	30%	特別勘定：ライフプロデュース世界債券の運用方針をご参照ください。	アライアンス・バーンスタイン株式会社			

特別勘定名	基本資産配分	利用する投資信託の運用方針	利用する投資信託	利用する投資信託の委託会社	運用関係費
ライフプロデュース日本株式	日本株式 100%	マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資スタイルの分散を図り、主たる成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。バリュー株(割安50%程度)を基本とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド-1	アライアンス・バーンスタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して年率 0.90200%程度
ライフプロデュース世界債券	世界債券 100%	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の投資適格株を基本として信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用として為替ヘッジは行いません。	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-1	アライアンス・バーンスタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して年率 0.57200%程度

特別勘定名	基本資産配分	運用方針	利用する投資信託			運用関係費	
			投資信託名	比率*1	運用方針		委託会社
ライフプロデュース世界株式	世界株式 100%	主として日本を含む世界各国の株式を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド	70%	純資産価額の3分の2以上を、世界の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投じることを目的として運用を行います。(委託会社は本ファンドの運用にカンパニーSARLを副投資マネージャーに任命しました。)	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド	投資信託の純資産額に対して年率 0.74300%~0.77300%程度*2
			外国株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	30%	主として、マザー証券(預託)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。為替変動リスクを回避	大和アセットマネジメント株式会社	投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度

*1 原則として上記の投資信託の比率をターゲットとしますが、アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンドの信託報酬率が純資産額に応じて変動するため、特別勘定の運用関係費が上昇しない範囲で、利用する投資信託の比率を若干調整します。
*2 各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。 ※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、将来変か、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するた額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。 ※運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動なある投資信託の信託報酬率を利用する投資信託の比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動

更新されることがあります。 ※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほめ、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価などの理由により、将来変更される可能性があります。 ※「ライフプロデュース30/50/70」および「ライフプロデュース世界株式」の運用関係費は、主な投資対象などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。 ※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

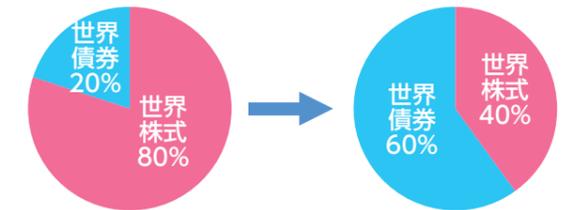
Check! ご契約者が損失を被ることがあります(投資リスクについて)

- この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。
 - 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
 - ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。(払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。)**
 - 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ※特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」とご確認ください。

6 積立金の移転(スイッチング)

- ご契約者はご契約後も、選択されている特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。
- 積立金の移転は、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌営業日の翌日から効力を生じます。
- 移転の際には、所定の移転費用を積立金から差し引きます。
※詳しくは、18ページをご覧ください。

■積立金の移転例



※上記は積立金の移転例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。



ご注意ください

運用実績によってはお受取金額が払込保険料累計額を下回り、**損失が生じるおそれ**があります。

投資リスクについて詳しくは9ページ

資産運用において、成果を期待するための効率的な手法に分散投資と長期投資があります。

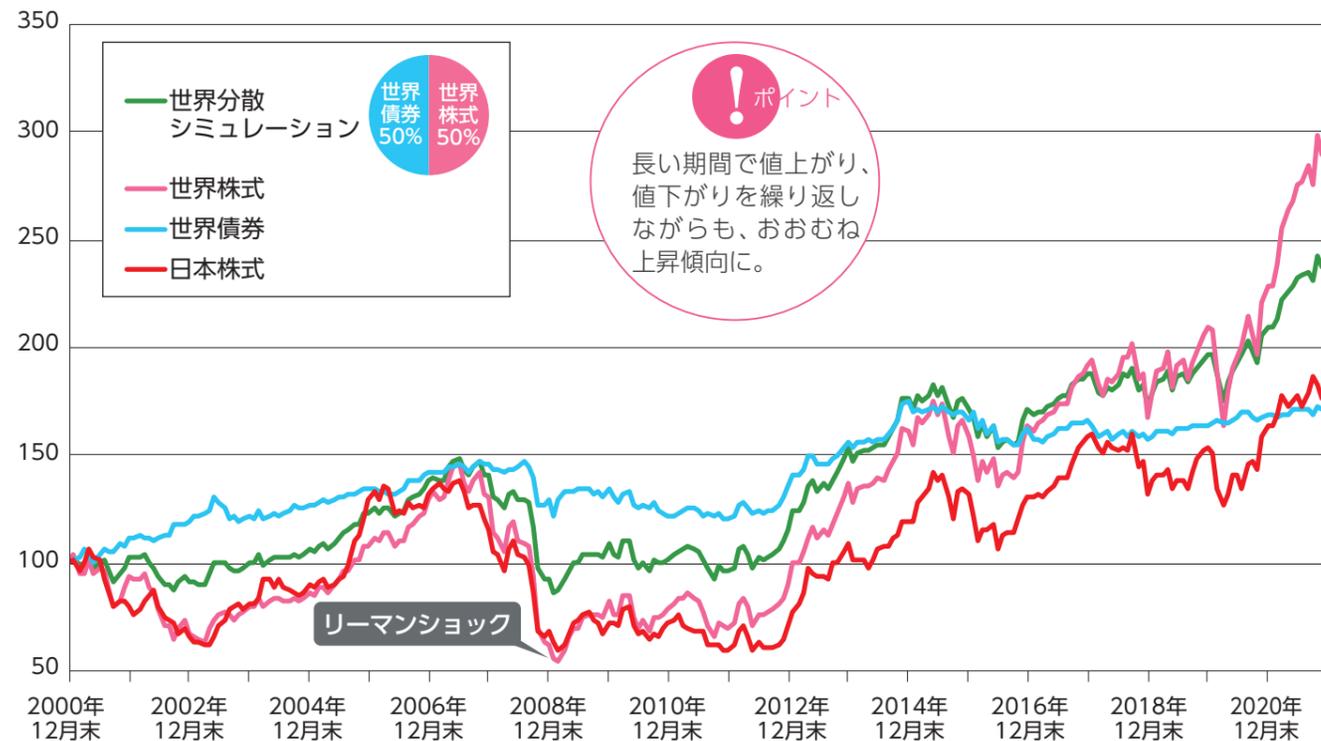
1つの資産だけに投資したり保有期間が短期だと、資産が値下がりしたときに大きな損失を被ることになります。「資産」「通貨」「国」「時間」などを分散させつつ長期投資でリスクを軽減させることが、基本的な考え方です。

分散投資



長期投資

2000年12月末から2021年12月末まで21年間の資産価値の推移(シミュレーション)を見てみましょう。

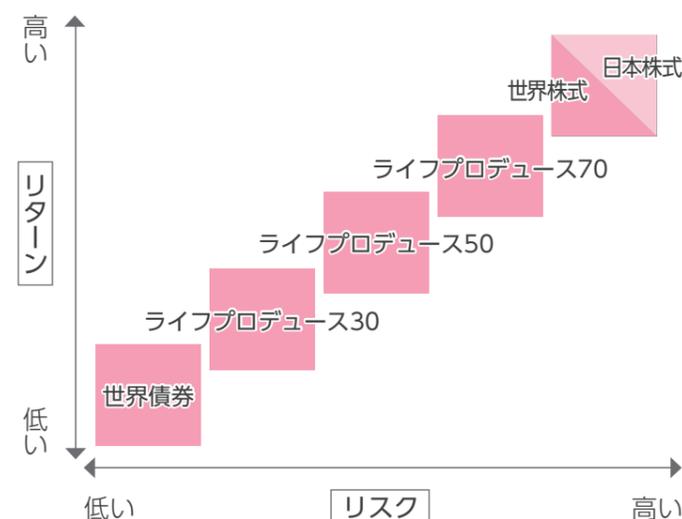


※2000年12月末を100としたときの、2021年12月末までの資産価値の推移を示しています。
 ※運用コストとして2021年12月末時点のイボットソン・アソシエイツ・ジャパンの分類にもとづく各資産の平均信託報酬率(日本籍公募投信の信託報酬の純資産総額加重平均値)を全期間に対して控除しています。[運用コスト(年率)]世界株式:1.7%、世界債券:1.4%、日本株式:1.0%
 ※税金およびリバランスに係る費用等の取引コストは考慮していません。利息・配当等は再投資したものと計算しています。
 ※上記のグラフは前記試算前提条件にもとづき運用を行ったと仮定した場合の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。
 ※世界分散シミュレーションは、この測定期間では、市場のリターン・リバーサルによるリバランス効果を受(パフォーマンス向上)していますのでご注意ください。
 ※過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。
 <出所>世界分散シミュレーションは毎月末リバランス。
 世界株式:MSCIワールド(グローバル、円ベース)、世界債券:FTSE世界国債(円ベース)、日本株式:配当込みTOPIX、運用コスト:Morningstar Direct
 Copyright © 2022イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

各特別勘定の期待リターンとリスク(イメージ)

一般的にリスクを小さくしようとすれば、期待されるリターンも限られます。また、大きなリターンを期待すれば、その分リスクも大きくなります。各特別勘定は、その資産内容によって期待リターンとリスクが異なり、下図はそのイメージを示したものです。

特別勘定の選択にあたっては、お客さまのこれまでの投資経験をふまえ、どの程度のリターンを期待し、どの程度のリスクまで許容できるかをお考えいただいたうえでお願いいただくことが大切です。選択される際の参考にしてください。



ポイント
株式などリスクのある投資を行う際は、分散投資と長期投資がポイントです。長期的なスタンスで準備する場合には、株式の運用も有効な手段となります。

※上図はアクサ生命が各特別勘定のリターン・リスクをイメージ化したものであり、将来のリターンやリスクの水準を保証するものではありません。

特別勘定のご選択例

●分散投資や長期投資により、リスクを軽減させるのがポイントです。

- どの特別勘定を選んで、資産配分すればいいのかわかりません。

そんなあなたには、
 →たとえば、ライフプロデュース30、ライフプロデュース50、ライフプロデュース70から選択。
- 自分で資産配分を決めたい。

そんなあなたには、
 →たとえば、日本株式、世界株式、世界債券から組み合わせて選択。
- 一部分については、自分で資産配分を決めたい。

そんなあなたには、
 →たとえば、ライフプロデュース30、50、70のいずれかに50%を繰り入れ、残りを日本株式、世界株式、世界債券から選択。

※特別勘定のご選択の一例です。最終的にはご契約者自身によるご判断をお願いいたします。



ご注意ください

運用実績によってはお受取金額が払込保険料累計額を下回り、**損失が生じるおそれ**があります。また、10年未満の解約・減額などの際は**解約控除**がかかります。

投資リスクについて詳しくは **9 ページ**

解約控除について詳しくは **17 ページ**

プラン例

I 型

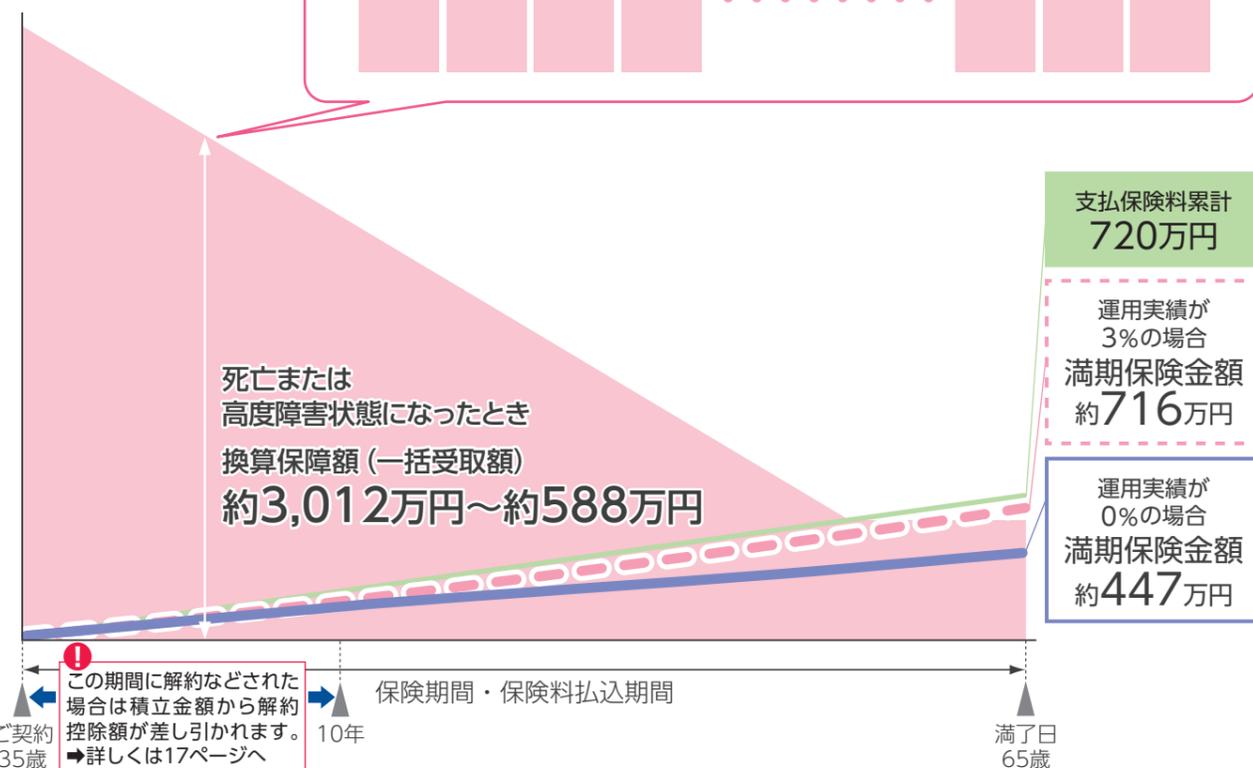
▶ 保険期間満了まで
(5年間で最低保証)年金支払いタイプ

死亡または高度障害状態になったときから**保険期間満了まで**
死亡・高度障害年金(基本年金年額と同額)をお支払いします。

年金支払期間は**5年間の最低支払保証期間**があります。

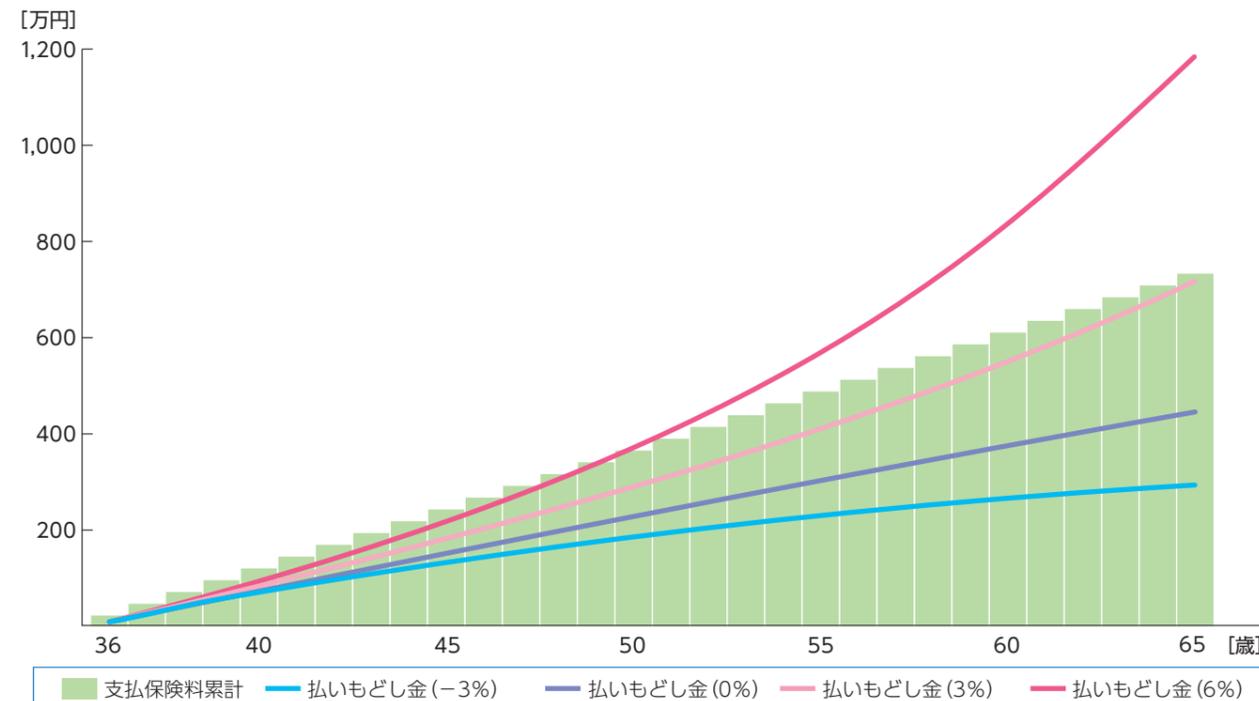
- 主契約.....年金払定期付積立型変額保険< I 型>
- 契約年齢・性別.....35歳・男性
- 保険期間・保険料払込期間.....65歳満了
- 保険料払込方法.....口座振替月払
- 基本年金年額.....120万円
- 月払保険料.....20,000円

保障イメージ(年金受取額)



※記載の図はイメージであり、将来の払いもどし金額や満期保険金額を保証するものではありません。

■支払保険料累計と払いもどし金の推移



■運用実績例

(2024年9月現在)

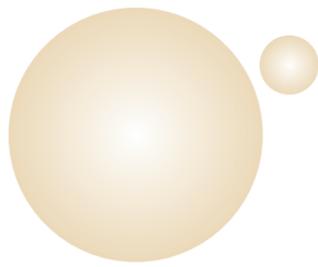
経過年数(年)	年齢(歳)	支払保険料累計(万円)	特別勘定運用実績例							
			-3%の場合		0%の場合		3%の場合		6%の場合	
			払いもどし金(万円)	返戻率*(%)	払いもどし金(万円)	返戻率*(%)	払いもどし金(万円)	返戻率*(%)	払いもどし金(万円)	返戻率*(%)
1	36	24	0	0	0	0	0	0	0	0
2	37	48	16	33	17	35	18	37	18	37
3	38	72	32	44	34	47	36	50	38	52
4	39	96	48	50	51	53	55	57	59	61
5	40	120	63	52	68	56	74	61	81	67
10	45	240	132	55	154	64	179	74	210	87
15	50	360	181	50	226	62	285	79	363	100
20	55	480	218	45	292	60	401	83	559	116
25	60	600	255	42	365	60	542	90	829	138
30	65	720	294	40	447	62	716	99	1,186	164

*返戻率=(払いもどし金÷支払保険料累計)×100

上記の運用実績ごとの払いもどし金は、お客さまにご負担いただく費用のうち「危険保険料」「保険契約管理費」を控除しています。「運用関係費」は控除していません。

- ※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
- ※経過年数とは、ご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。
- ※万円未満の端数は切り捨てて表示しています。
- ※運用実績(-3%、6%)については、**上限または下限を示すものではありません**。したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合があります。
- ※払いもどし金は月単位で計算し年単位で表示しています。控除している危険保険料は前月末の運用率ごとの積立金額に応じた危険保険料に所定の危険保険料率を乗じ、月末に積立金額から差し引いています。また、経過年数をご契約時から10年未満の場合は所定の解約控除率による金額を差し引いた額を表示しています。ただし、無償引出限度額はないものとして計算しています。
- ※解約されると以後の保障はなくなります。
- ※上記のグラフおよび例表は、例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算しています。**将来のお支払額をお約束するものではありません。**

年金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結 前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



プラン例

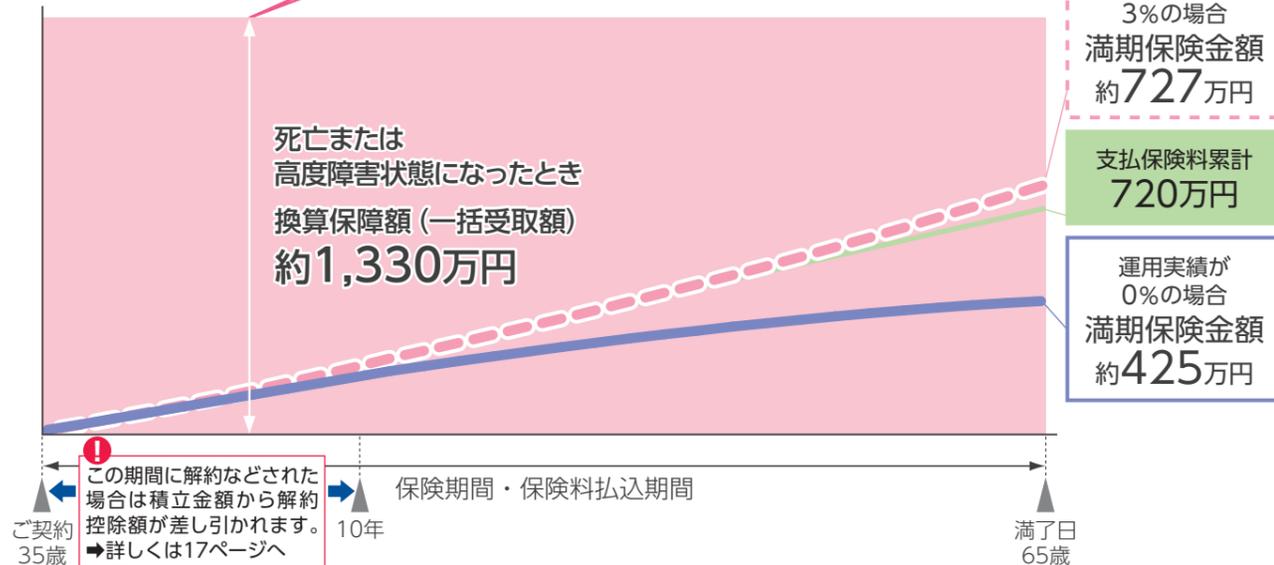
II型

10年間
年金支払いタイプ

死亡または高度障害状態になったときから**10年間**、
死亡・高度障害年金(基本年金年額と同額)をお支払いします。

- 主契約……………年金払定期付積立型変額保険<II型>
- 契約年齢・性別……………35歳・男性
- 保険期間・保険料払込期間……………65歳満了
- 保険料払込方法……………口座振替月払
- 基本年金年額……………140万円
- 月払保険料……………20,000円

保障イメージ(年金受取額)



※記載の図はイメージであり、将来の払いもどし金額や満期保険金額を保証するものではありません。



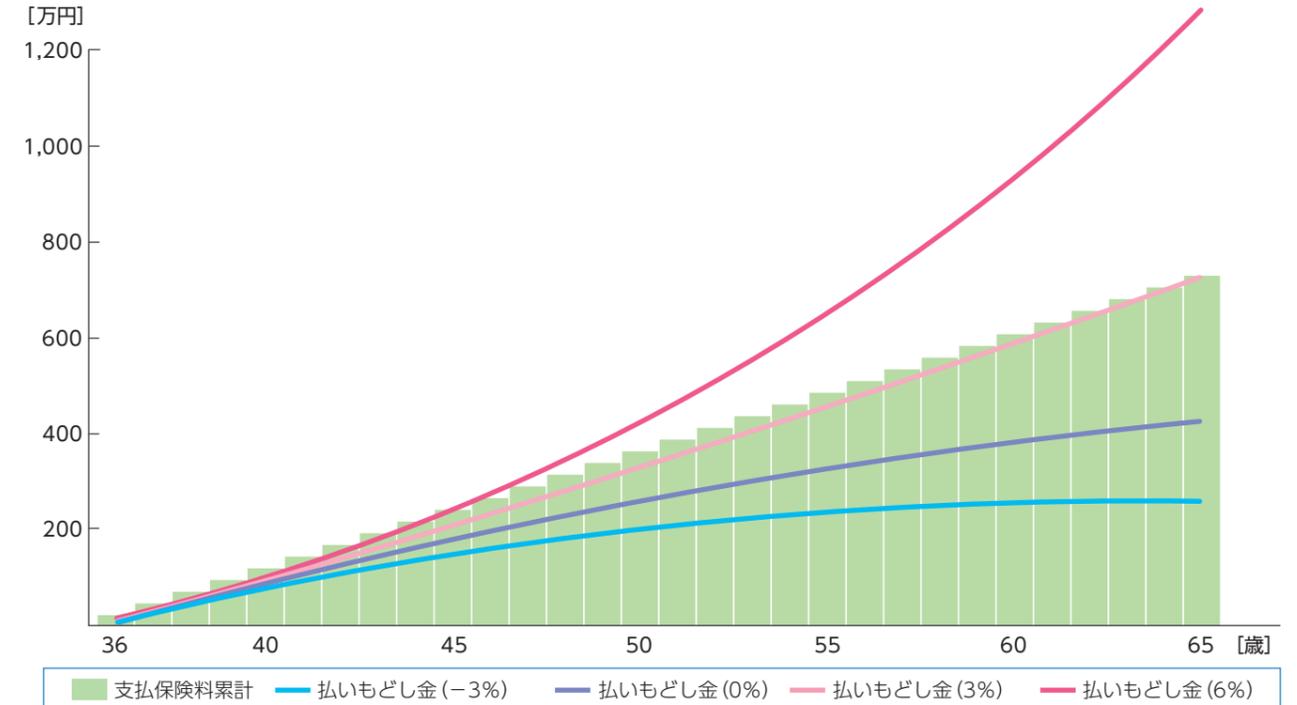
ご注意ください

運用実績によってはお受取金額が払込保険料累計額を下回り、**損失が生じるおそれ**があります。また、10年未満の解約・減額などの際は**解約控除**がかかります。

投資リスクについて詳しくは **9ページ**

解約控除について詳しくは **17ページ**

■支払保険料累計と払いもどし金の推移



■運用実績例

(2024年9月現在)

経過年数(年)	年齢(歳)	支払保険料累計(万円)	特別勘定運用実績例							
			-3%の場合		0%の場合		3%の場合		6%の場合	
			払いもどし金(万円)	返戻率*(%)	払いもどし金(万円)	返戻率*(%)	払いもどし金(万円)	返戻率*(%)	払いもどし金(万円)	返戻率*(%)
1	36	24	10	41	11	45	11	45	11	45
2	37	48	28	58	29	60	30	62	31	64
3	38	72	46	63	48	66	50	69	53	73
4	39	96	63	65	67	69	71	73	76	79
5	40	120	79	65	86	71	92	76	100	83
10	45	240	156	65	181	75	211	87	246	102
15	50	360	210	58	262	72	331	91	422	117
20	55	480	244	50	330	68	456	95	641	133
25	60	600	262	43	386	64	588	98	920	153
30	65	720	260	36	425	59	727	100	1,286	178

*返戻率=(払いもどし金÷支払保険料累計)×100

上記の運用実績ごとの払いもどし金は、お客さまにご負担いただく費用のうち「危険保険料」「保険契約管理費」を控除しています。「運用関係費」は控除していません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※経過年数とは、ご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。

※万円未満の端数は切り捨てて表示しています。

※運用実績(-3%、6%)については、**上限または下限を示すものではありません**。したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。

※払いもどし金は月単位で計算し年単位で表示しています。控除している危険保険料は前月末の運用率ごとの積立金額に応じた危険保険料に所定の危険保険料率を乗じ、月末に積立金額から差し引いています。また、経過年数をご契約時から10年未満の場合は所定の解約控除率による金額を差し引いた額を表示しています。ただし、無償引当限度額はないものとして計算しています。

※解約されると以後の保障はなくなります。

※上記のグラフおよび例表は、例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算しています。**将来のお支払額をお約束するものではありません。**

年金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結 前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



お客さまにご負担いただく費用があります

- この保険にかかる費用には、**ご契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用**があります。
- 払込保険料からご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、**払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。**
- 特別勘定に繰り入れた後に、死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から定期的に控除します。



10年未満は解約・減額などの際に費用がかかります

- ご契約日から10年を経過していない場合、払いもどし金額は解約日(アクサ生命の本社または指定した場所で必要書類を受け付けた日)の翌営業日の積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。
- 特に、早期に解約などされた場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。
- 積立金の一部引出にも、経過年数に応じて積立金額に対する解約控除がかかります。
- 以下の際にも、危険保険金額の減額により、危険保険金額に対する解約控除が適用される場合があります。基本年金年額の減額／ご契約の型の変更／保険期間の短縮

第1回の年金のお支払事由発生前

お客さまにご負担いただく費用は、危険保険料、各保険契約管理費および運用関係費の合計額となります。

項目	時期	費用	備考
危険保険料	毎月	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に、危険保険料率を乗じた額	月単位の契約応当日*1の前日末に積立金から控除します。 (日々の危険保険金額の平均にもとづく当月分の危険保険料を当月末に積立金から控除します。*2)
保険契約管理費(保険料比例部分)	毎回の保険料の特別勘定繰入時	保険料(任意一時払保険料を除く)に対し、5.00%	各保険料を特別勘定に繰り入れる際、当該保険料から控除して積立金に充当します。
保険契約管理費(定額部分)	毎月	毎月250円(固定費)	月単位の契約応当日*1の前日末に積立金から控除します。 (当月分の費用を当月末に積立金から控除します。*2)
保険契約管理費(危険保険金額比例部分)	毎月	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に対し、0.01%/月	月単位の契約応当日*1の前日末に積立金から控除します。 (日々の危険保険金額の平均にもとづく当月分の費用を当月末に積立金から控除します。*2)
保険契約管理費(積立金額比例部分)	毎日	積立金に対し、年率1.00%(1.00%/365日を乗じた金額)	毎日、積立金から控除します。

*1 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、アクサ生命が第1回保険料の入金を確認した日の後に到来する月単位の契約応当日。

*2 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合で、アクサ生命が第1回保険料の入金を確認した日が月単位の契約応当日以後となる場合は、ご契約日以後の月数分をまとめて積立金から控除します。

※危険保険料は、危険保険金額が積立金額の変動などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額を記載することが困難であり、表示することはできません。また、危険保険料率は、被保険者の年齢、性別によって異なります。

※毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額が1,000万円を超える場合、保険契約管理費(危険保険金額比例部分)に高額割引制度が適用され費用が少なくなります。ただし、基本年金年額の減額や積立金額の増加などにより、危険保険金額が1,000万円以下となった場合には、高額割引は適用されなくなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

項目	時期	費用	備考
運用関係費	毎日	特別勘定の種類に応じて異なります。	投資信託の純資産額に対して、毎日積立金から控除します。 詳細は9~10ページをご覧ください。

※運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

積立金の移転や解約などにかかる費用

項目	時期	費用	備考
積立金移転費用	積立金の移転時	〈書面による移転申込みの場合〉 月1回の移転は無料 2回目からは1回につき2,300円	積立金から控除します。
		〈インターネットによる移転申込みの場合〉 月1回の移転は無料 2回目からは1回につき800円	
解約控除	解約時	積立金に対する解約控除額と危険保険金に対する解約控除額の合計額	解約日のご契約日より起算して10年未満の場合には、経過年数(1年未満切り上げ)に応じて計算した金額を、解約日の翌営業日の積立金額から控除します。
	積立金の一部引出時	積立金に対する解約控除額	一部引出日のご契約日より起算して10年未満の場合には、経過年数(1年未満切り上げ)に応じて計算した金額を、一部引出請求金額から控除します。

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※基本年金年額の減額、ご契約の型の変更、保険期間の短縮の際にも、危険保険金額の減額により、危険保険金額に対する解約控除が適用される場合があります。

※将来、上記の内容が変更になることがあります。

第1回の年金のお支払事由発生以後

●死亡・高度障害年金をお受け取りいただく場合

項目	費用	備考
年金管理費	年金額に対して1.0%	年金支払日に責任準備金から控除します。

●「年金払特約(06)」「年金払移行特約」により、年金をお受け取りいただく場合

項目	費用	備考
年金管理費	年金額に対して1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

*記載の費用は上限です。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

【Emma by アクサ】で、こんなことができます。

●最新の積立金額や払いもどし金額の確認

●積立金額やファンド別騰落率の推移などの確認

過去18ヵ月分の積立金額、ファンド別騰落率の推移を、表とグラフで確認できます。

●特別勘定の選択(繰入割合の変更)*

これから支払う保険料の特別勘定への繰入割合を変更できます。

●積立金の移転* 月1回まで無料!

現在の特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。

*お申出時点でご契約者が18歳未満の場合、Emma by アクサからはお手続きいただけません。



さらに多彩な機能をいつでもかんたんに利用できます。

●ご契約・登録内容の変更がいつでも!

ご住所・電話番号の変更をはじめ、さまざまな変更のお手続きが内容を入力するだけで、ウェブまたはLINEですぐにお手続きできます。

●川島隆太博士監修「アクサの脳トレ」

認知症予防・健康寿命の延伸のサポートをめざして「アクサの脳トレ」をご提供しています。6つの認知機能(頭の回転、記憶力、集中力など)を鍛えるゲームにぜひ挑戦してみてください!

●LINEアカウントとの連携で、より便利に!

LINEとEmma by アクサを連携することで、LINEからEmma by アクサのサービスを利用できます。ご契約内容や変額保険の積立金額、払いもどし金額を、ログイン無しで確認できます。

*2024年9月1日現在。サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

*記載の画面はすべてイメージです。実際の表示とは異なる場合があります。

*「LINE」はLINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。



「家族情報登録」をご利用ください。

ご契約者はあらかじめご家族をご登録ください。登録されたご家族による「保険契約内容の照会」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」などが可能になります。

【Emma by アクサ】ご登録について
Emma by アクサは無料でご登録、ご利用いただけます。

*通信料はお客さまのご負担となります。

登録の詳細はアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)、または保険証券に同封されるご案内をご確認ください。

■ Emma by アクサ TOPページ

https://myweb.axa.co.jp または Emma by アクサ 検索



*Emma by アクサは、ご契約に関するお手続きなどをパソコン・スマートフォンから24時間いつでもご利用いただけるウェブサービスです。

！ 特にご注意
いただきたい事項

このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。必ずご一読ください。「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)からもご確認いただけます。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はこちらからもご覧になれます。

ご契約のしおり・約款 ▶

特別勘定のしおり ▶

■ 契約年齢について

● 0歳～65歳

・契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

■ 保険期間・保険料払込期間について

● 55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳/85歳満了
15年/20年/25年/30年満了

*保険期間と保険料払込期間は同一となります。

契約年齢により、保険期間・保険料払込期間のお取り扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

■ 年金などのお支払いについて

● お支払いの対象となる高度障害状態について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

● 第1回の高度障害年金をお支払いした場合には、その後に新たに年金または満期保険金のお支払事由が生じた場合でも、年金または満期保険金はお支払いいたしません。

● 死亡・高度障害年金は、年金受取人からアクサ生命にお申出いただくことにより、年金でのお支払いにかえて以下のお取り扱いも可能です。

年金の一括支払	●未払年金の現価を一括でお支払いします。 ●一括でお支払いすることにより、ご契約は消滅します。
年金の一部支払	第1回の年金の請求時に限り、未払年金の現価の一部を一括でお支払いし、残りを年金でお支払いすることができます。この場合、基本年金年額を変更します。ただし、変更後の基本年金年額が最低基本年金年額未満となるときは、一部支払は行いません。
年金の分割支払	年金を年2回、4回、6回のいずれかに分割してお支払いします。

■ 毎回の保険料について

払込方法(回数)	月払・半年払・年払の3種類です。 ※払込方法(回数)の間に保険料率の差はありません。 ※保険料の前納のお取り扱いはありません。
最低限度	以下の払込方法ごとの金額と「最低基準保険料」のいずれか大きい金額が最低保険料となります。 ・月払: 5,000円(1,000円単位) ・半年払: 30,000円(5,000円単位) ・年払: 60,000円(10,000円単位) ※「最低基準保険料」とは、特別勘定の運用利回りを0%と仮定し、その保険料のお払込みがある場合、保険期間満了までご契約を有効に継続することができる保険料の1.1倍の金額をいいます。
最高限度	保険期間中の総保険料は5億円を限度とします。 ※この保険の他のご契約分を含みます。また、任意一時払保険料を含み、お払込みが停止された保険料を除きます。

■ 任意一時払保険料のお払込みについて

● 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、毎回の保険料とは別に、同一保険年度において3回まで、任意一時払保険料を払い込むことができます。

最低限度	1回あたり10万円以上(10,000円単位)
最高限度	1回あたりの限度額は、以下のいずれも満たすものとします。 ・アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の前日の積立金額と同額以下 ・書類受付日の前日の積立金額と任意一時払保険料の合計額が換算保障額未満。ただし、積立金額と任意一時払保険料の合計額が50万円以下の場合は除きます。

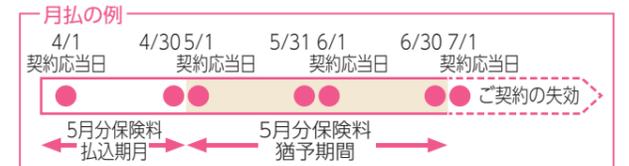
● 繰り入れる特別勘定とその繰入割合は、繰入直前に指定および選択されている特別勘定とその繰入割合と同一になります。

■ 保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

● 払込期間中に保険料のお払込みができない場合には、猶予期間中にお払込みください。

● 猶予期間中に保険料が払い込まれない場合は、猶予期間満了日の翌日からご契約は失効します。

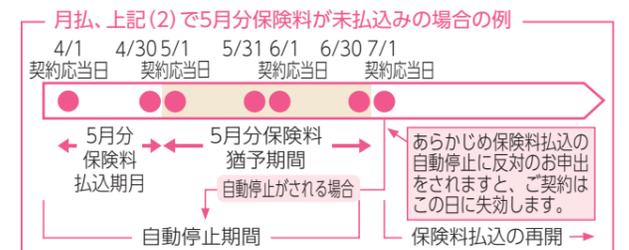
● 2回目以後の保険料のお払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。



● ただし、猶予期間を過ぎた場合でも、ご契約を有効に継続させるために、ご契約者からあらかじめ反対のお申出がなければ猶予期間の満了日の積立金額に応じて、次のとおり保険料のお払込みが停止されたものとしてお取り扱いします。(保険料払込の自動停止)

(1) 積立金額が、50万円または「最低基準積立金額」(21ページ「保険料のお払込みの停止について」参照)のいずれか大きい金額以上: 未払込みとなった払込期月の保険料から保険料のお払込みが停止されたものとします。

(2) 積立金額が、50万円または「最低基準積立金額」のいずれか大きい金額未満: 未払込みとなった払込期月の保険料から、猶予期間満了日までの月を払込期月とする保険料までのお払込みが停止されたものとします。なお、この場合、停止期間後の保険料のお払込みは再開されるものとしてお取り扱いします。



*「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は第1回保険料の猶予期間のお取り扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■積立金不足によるご契約の失効について

- 積立金額が月単位の契約当日の前日末時点で「危険保険料、保険契約管理費(定額部分)および保険契約管理費(危険保険金額比例部分)の合計額」を下回った場合、その旨をご契約者に通知します。この場合、通知を発信した日の翌月末日(期日)までに所定の金額のお払込みがないときは、その期日の翌日からご契約は失効します。
- 失効した場合、年金などのお支払事由が発生しても年金などのお支払いはできません。
- ご契約が失効した日からその日を含めて3ヵ月以内であれば、アクサ生命の定める手続きをとっていただいたうえでご契約を復活させることができます。ただし、健康状態などによっては復活させることができないこともあります。

■保険料のお払込みの停止について

- アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の前日の積立金額が50万円または「最低基準積立金額」のいずれか大きい金額以上ある場合、ご契約は有効なまま保険料のお払込みを停止することができます。この場合、書類受付日の翌々月以後、最初に到来する払込期月の保険料からお払込みを停止します。

※「最低基準積立金額」とは、特別勘定の運用利回りを0%と仮定し、かつ、以後の保険料のお払込みがない場合でも、5年以上はご契約を有効に継続することができる積立金額の水準をいいます。

最低基準積立金額＝換算保障額×最低基準積立金額率

停止時点の年齢範囲	最低基準積立金額率(男女共通)
～54歳	5%
55歳～69歳	10%
70歳～74歳	15%
75歳～79歳	25%
80歳～84歳	35%

- 保険料払込停止中も、危険保険料および保険契約管理費を積立金額から控除します。

■停止した保険料のお払込みの再開について

- 保険料払込の停止後、ご契約者からのお申出により、保険料のお払込みを再開することができます。この場合、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌々月に到来する払込期月の保険料からお払込みを再開します。

■基本年金年額の減額について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、基本年金年額の減額をすることができます。この場合、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌月1日から減額となります。
- 次の場合には基本年金年額の減額はお取り扱いできません。
 - (1) 減額後の基本年金年額が最低基本年金年額(I型は30万円、II型は50万円)未満となるとき
 - (2) アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の前日の積立金額が、その日の換算保障額と同額以上であるとき
 - (3) 減額後の基本年金年額にもとづき計算した換算保障額が、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の前日の積立金額以下となるとき
 - (4) 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料がアクサ生命に払い込まれる前のとき
- 減額にもなう保険料の変更および払いもどし金はありません。
- 基本年金年額を減額すると、換算保障額も減額されます。
- ご契約日から10年以内に減額を行った場合、換算保障額の減額分を危険保険金額とみなして計算した危険保険金に対する解約控除額(22ページ「解約について」参照)を減額日の積立金から控除します。

■基本年金年額の増額(任意増額)について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、被保険者の同意およびアクサ生命の承諾を得て、基本年金年額の増額をすることができます。この場合、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌月1日が増額日となります。
- 被保険者の健康状態に関する告知をしていただきます。健康状態などによっては増額をお断りすることもあります。
- 取扱期間にご契約日(復活日)から2年以上経過し、被保険者の年齢が75歳以下、保険期間満了日まで2年以上ある場合に限りです。

なお、増額後の基本年金年額にもとづき計算した換算保障額が最高限度(5億円)を超えると、保険料が増額後の基本年金年額に対する「最低基準保険料」(20ページ「毎回の保険料について」参照)未満となるときは、お取り扱いできません。
- アクサ生命所定の制限により保険料を見直す必要が生じる場合を除いて、増額にもなう保険料の変更はありません。

■ご契約の型の変更について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、健康状態にかかわらず、ご契約の型を変更することができます。この場合、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌月1日が変更日となります。
 - (1) II型からI型に変更する場合: 変更後の換算保障額が変更前の換算保障額と同額以下
 - (2) I型からII型に変更する場合: 変更後の換算保障額が、変更を行わなかったものとして計算した、変更日から3年後(変更日が年単位の契約当日の場合は変更日から2年後)の変更前の換算保障額と同額以下
- 次の場合には、ご契約の型の変更はお取り扱いできません。
 - (1) ご契約日または最後の復活日から3年未満のとき
 - (2) 変更後の保険料が、変更後のご契約の型および基本年金年額に対する「最低基準保険料」(20ページ「毎回の保険料について」参照)未満となるとき
 - (3) アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の前日の積立金額がその日の換算保障額(変更前の換算保障額)未満である場合で、変更後の換算保障額が書類受付日の前日の積立金額以下となるとき
 - (4) 残りの保険期間が1年未満のとき
- ご契約日から10年以内にご契約の型を変更した後の換算保障額が変更前の換算保障額を下回る場合は、危険保険金に対する解約控除が適用されます。

■毎回払い込む保険料の減額について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、毎回払い込む保険料を減額することができます。この場合、減額後の保険料は最低保険料(20ページ「毎回の保険料について」参照)以上である必要があります。
- 保険料の減額は、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌々月以後の、ご契約者が指定した払込期月の保険料からお取り扱いします。
- 減額にもなう払いもどし金はありません。
- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料がアクサ生命に払い込まれる前の保険料の減額はできません。

■毎回払い込む保険料の増額について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、毎回払い込む保険料の増額をすることができます。ただし、保険期間満了までの払込保険料総額(任意一時払保険料およびこの保険の他のご契約の保険料を含み、お払込みが停止された期間の保険料を除く。)の最高限度は5億円となります。
- 保険料の増額は、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の翌々月以後の、ご契約者が指定した払込期月の保険料からお取り扱いします。
- 増額後の保険料は保険期間を通じ、ご契約時の保険料(同時に払い込まれた任意一時払保険料を除く。)の10倍を限度とします。

- アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の前日の積立金額がその日の換算保障額と同額以上であるときは、お取り扱いできません。
- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料がアクサ生命に払い込まれる前はお取り扱いできません。

■保険期間の短縮について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、保険期間の短縮をすることができます。
- 保険期間の短縮にともなう払いもどし金、保険料の変更、基本年金年額の変更はありません。
- ご契約日から2年未満の場合、または短縮後の残りの保険期間が1年未満の場合は、お取り扱いできません。

[I型の場合]
- アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日の前日の積立金額が、その日の換算保障額(変更前の換算保障額)未満である場合で、変更後の換算保障額が書類受付日前日の積立金額以下となるときは、お取り扱いできません。
- ご契約日から10年以内に保険期間の短縮を行ったときは、換算保障額の減額分を危険保険金額とみなして計算した危険保険金に対する解約控除額を、短縮日の積立金から控除します。

■保険期間の延長について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、保険期間の延長をすることができます。
- 被保険者の健康状態に関する告知が必要となります。健康状態などによっては保険期間の延長をお断りすることもあります。
- 保険期間の延長にともなう払いもどし金、保険料の変更、基本年金年額の変更はありません。
- ご契約日(復活日)から2年未満の場合、延長後の保険料が「最低基準保険料」(20ページ「毎回の保険料について」参照)を下回る場合などはお取り扱いできません。

■解約について

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、ご契約を解約することができます。ご契約を解約される場合は、払いもどし金があるときはお支払いします。
- 解約は、アクサ生命の本社または指定した場所で必要書類を受け付けた日(解約日)の翌日から効力を生じます。
- ご契約日から10年を経過していない場合、払いもどし金額は解約日の翌営業日の積立金額から経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。
- 解約控除には次の(1)と(2)があり、その両方の合計額が解約日の翌営業日の積立金額から控除されます。

- (1) **積立金に対する解約控除額**
＝解約日の翌営業日の積立金額×積立金に対する解約控除率
- (2) **危険保険金に対する解約控除額**
＝解約日の翌営業日の危険保険金額×危険保険金に対する解約控除率

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年
積立金に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%
危険保険金に対する解約控除率	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%

経過年数	6年	7年	8年	9年	10年
積立金に対する解約控除率	5%	4%	3%	2%	1%
危険保険金に対する解約控除率	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%

※経過年数は、ご契約日から解約日までの年数で、1年未満は切り上げて1年とします。

- 払いもどし金額は、特別勘定に繰り入れられていない保険料がある場合にはその額を含めます。

- 払いもどし金のお支払いに際しては、解約日の属する月までに控除すべき危険保険料および保険契約管理費(保険料比例部分、定額部分、危険保険金額比例部分)のうち、解約日において控除されていない金額を差し引いてお支払いします。
- 払いもどし金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動(増減)します。払いもどし金額に最低保証はありません。
- 解約されると以後の保障はなくなります。

■積立金の一部引出のお取り扱いについて

- 第1回の年金のお支払事由発生前に限り、アクサ生命所定の範囲内で積立金の一部引出を行うことができます。
- 一部引出請求金額は1万円以上(1万円単位)とします。
- 積立金の一部引出は、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日(一部引出日)の翌営業日から効力を生じます。

【払いもどし金額などについて】

- 一部引出額(積立金に対する解約控除額を含む。)は一部引出日の翌営業日の積立金から控除します。
- 複数の特別勘定が指定されている場合、一部引出日の翌営業日における各特別勘定の積立金額の割合に応じて引き出されたものとします。

【一部引出後の基本年金年額について】

- 積立金の一部引出を行った場合、換算保障額について、一部引出額(積立金に対する解約控除額を含む。)に相当する金額を減額します。この場合、減額後の換算保障額にもとづき以後の基本年金年額が変更されます。

※一部引出日の前日の積立金額から一部引出請求金額を差し引いた金額が一部引出前の換算保障額と同額以上であるときは、換算保障額の減額(これにともなう基本年金年額の変更)は行いません。

- 次の場合には、積立金の一部引出はお取り扱いできません。
 - (1) 一部引出日の翌営業日の一部引出前の積立金額が、一部引出請求金額以下となるとき
 - (2) 一部引出日の前日の積立金額から一部引出請求金額を差し引いた額が、10万円(保険料払込停止中の場合は、50万円または最低基準積立金額(21ページ「保険料のお払込みの停止について」参照)のいずれか大きい金額)を下回るとき
 - (3) 一部引出により、基本年金年額が、最低限度(30万円)を下回ることになるとき

II型の場合の、積立金の一部引出による基本年金年額の変更に関する例

基本年金年額が140万円(換算保障額1,330万円)、積立金額が200万円のとき、一部引出(100万円)を行った場合
無償引出限度額＝200万円×10%＝20万円<100万円
100万円(一部引出)のうち20万円は積立金に対する解約控除の適用免除(80万円は解約控除の対象)
残りの積立金は100万円
一部引出後の換算保障額＝1,330万円－100万円＝1,230万円
一部引出後の基本年金年額＝1,230万円／9.5056(年金現価率)＝約129万円

■無償引出限度額について

- 解約または積立金の一部引出により払いもどし金をお支払いする際に、積立金に対する解約控除の計算の対象とならない、アクサ生命所定の額のことをいいます。
- 無償引出限度額と同額までの積立金額については、解約控除額の計算の対象とはなりません。
- 無償引出限度額は、解約日または一部引出日の前日の積立金額の10%相当額になります。ただし、すでに積立金の一部引出が行われている場合には、その一部引出請求金額の合計額を無償引出限度額から差し引きます。